

岩手県告示第 677 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立東和病院	花巻市東和町安俵 6 区 75 番地 1	平成 22 年 10 月 1 日